千葉市自動車臨時運行許可に関する要綱

（目的）

第1条　この要綱は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）及び道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）の規定に基づき、自動車の臨時運行の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（許可申請）

第2条　臨時運行の許可を受けようとする者は、市長に所定の事項を記載した自動車臨時運行許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を提出し、次に掲げる書面等を提示するものとする。

(1)　許可を受けようとする自動車の自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書。ただし、その契約期間が、臨時運行の運行期間をすべて充足するもの。

(2)　道路運送車両法（昭和２６年法律第百１８５号）第５８条第２項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で区長が適当と認めるもの。

２　前項の申請をする者に対し、許可を行ううえで必要があると認められるときは、本人であることを確認できる書面の提示を求めることができる。

（許可基準）

第３条　市長は、申請事項について、前条の書面等及び次の各号について審査を行い、これに適合すると認めたときに許可をするものとする。

(1)　申請年月日が運行期間の初日又はその前日であること。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(2)　運行の目的が次のいずれかに該当するとき。

ア　当該自動車の新規登録及び新規検査を行うための回送

イ　当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査を行うための回送

ウ　自動車検査証が有効でない当該自動車の整備をするための回送

エ　当該自動車の販売又は引渡し等のための回送

オ　当該自動車の登録番号標の再交付又は再封印を受けるための回送

カ　その他特に必要があると認められるとき

(3)　運行の経路が運行の目的を達成するうえで適正であること。

(4)　運行の期間が運行の目的及び経路等を勘案し、必要最少日数であること。

（許可の有効期間）

第４条　臨時運行の許可は、有効期間を付して行う。

２　前項の有効期間は５日を限度とする。ただし、長期間を要する回送の場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

（許可証の交付及び番号標の貸与）

第５条　市長は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証（様式第２号。以下「許可証」という。）を交付し、臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与するものとする。

（許可手数料）

第６条　臨時運行許可の事務を行った場合に徴収する手数料については、千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）の定めるところによる。

（許可証及び番号標の返納）

第７条　臨時運行の許可を受けた者は、有効期間が満了したときは、その日から５日以内に市長に許可証及び番号標を返納するものとする。

２　市長は、前項に規定する期間を経過しても返納されない許可証又は番号標があるときは書面による督促等、適宜の方法により回収に努めるものとする。

３　前項の規定による処理をしたときは、未返却整理台帳（様式第３号）に記録するものとする。

（臨時運行受付許可貸与簿）

第８条　許可をしたとき、許可証及び番号標が返納されたとき並びにその他の処理をしたときは、自動車臨時運行受付許可貸与簿（様式第４号。以下「受付許可貸与簿」という。）に所定の事項を記録するものとする。

（許可証及び番号標の亡失等）

第９条　許可を受けた者は、許可証又は番号標を亡失又は毀損したときは、速やかに臨時運行許可証及び番号標亡失・毀損届（様式第５号。以下「亡失・毀損届」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、番号標を亡失したときは、警察署長に届け出るものとする。

２　市長は、番号標を亡失又は毀損した者に対し、弁償するよう求めるものとする。

（番号標の弁償）

第１０条　市長は､許可を受けた者が番号標を亡失又は毀損したときは、番号標の作成に要した費用に相当する額の弁償を速やかに請求し、請求した日から１か月以内に弁償させるものとする。

２　市長は、許可を受けた者が行方不明等になり番号標の回収が不可能となったために次条第１項の規定により告示した場合であって、告示後に許可を受けた者の所在が判明したときは、番号標の作成に要した費用に相当する額の弁償を速やかに請求し、請求した日から１か月以内に弁償させるものとする。

３　市長は、請求した日から１か月以内に番号標の作成に要した費用に相当する額の納付がない場合は、督促を行うものとする。

４　前項の規定により督促を行っても、番号標の作成に要した費用に相当する額の納付がない場合には、３か月おきに１度催告するものとする。

（番号標の無効告示）

第１１条　市長は、第９条第１項に規定する番号標の亡失・毀損届があり、亡失後３０日を経過しても発見できないとき、又は許可を受けた者が行方不明等になり番号標の回収が不可能となったときは、当該番号標の無効を告示するものとする。

２　市長は、前項の告示をしたときは、その旨を警察署長及び千葉陸運支局長に通知するものとする。

（番号標の保有及び廃棄）

第１２条　市長は、番号標を新たに保有し、又は亡失若しくは損傷等の

ため廃棄するときは、千葉陸運支局長に通知し、その保有状況を臨時運行許可番号標台帳（様式第６号）に記録するものとする。

（申請書等の保存）

第１３条　申請書等の保存は次の区分による。

(1)　申請書は許可番号順に編てつし、処理を完結した日の属する年度の翌年度４月１日から３年間保存する。

(2)　返納された許可証は、申請書の裏面に貼付する。

(3)　受付許可貸与簿は、処理を完結した日の属する年度の翌年度４月１日から３年間保存する。

(4)　未返却整理台帳及び亡失・毀損届は、処理を完結した日の属する年度の翌年度４月１日から１年間保存する。

（許可の取消し）

第１４条　市長は、不正な手段により許可を受け、又は不正に使用したときは直ちに当該許可を取り消し、その旨を許可を受けた者に通知するとともに、許可証及び番号標を回収するものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、平成２７年８月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。